

「江戸の訴訟（御宿村一件顛末）」著者：高橋 敏（たかはしさとし）

『 嘉永二年（1849）から同五年にかけて、富士東麓の御宿村（現裾野市御宿）の名主湯山吟右衛門は、たまたまある事件に遭遇し、克明な記録を書き残した。』

賭博同士の大出入りに絡み、村内で無宿人が殺害され、堇山代官・勘定奉行まで乗り出す実に厄介な事件であった。』

これが事件の概要あるが、お定めに反し、無宿人を勝手に泊めてしまったこと（五人組帳前書違反）や殺害された死体を無断で葬ってしまったこと（公事方御定書違反）などから、事件を穏便に済ませるため、虚偽の報告書を作成し、隠蔽工作図ったことが後々事件をややこしくしたしまったのである。

また、筆者は本書を執筆する試みとして

『 発生から一応の終結まで四年かかるこの事件の歴史から何が見えてくるのか。名主の足跡を「実」にこだわりながら追及することによって、19世紀中葉の時代と社会、そしてそこに生きる様々な人々の人間模様を描き出したいと思ったのである。』

一世紀半の時をさかのぼり、名主吟右衛門になりかわって、その時代の社会を追体験してみようとする試みでもある。』としている。

筆者がこのようにその時代に生きた人間になりかわって体験できるのは、名主吟右衛門が日誌風に毎日の出来事や登場人物、場所などを事細かく書き残していたからである。

注目すべきは、この日誌風の歴史物に、江戸の何処を見てきて誰に会ったかや、何処のお店に行って何をいくら払ったことなどや、必要経費として、誰にいくら金子や品物を渡したか（賄賂）などまで事細かく書かれていることである。

なぜ必要経費を書き残したかというと裁判終結後、村や関係者等にかかった立替費用を請求するためであった。（結果は総額241両、分担者11人）

また、裁判の関係者は、奉行所と訴訟の代表人として名主吟右衛門、「公事宿」は馬喰町の佐野屋惣左衛門であった。「公事宿」とは奉行所公認で、訴訟のために出府した人々を宿泊させるかたわら訴訟事務を助けることを業としており、弁護士の役割もはたしていたのである。

そのため、奉行所からの召喚状なども公事宿経由で、訴訟代表者に飛脚をつかって届けられていたのである。

その他、奉行への仲介やお願い事項等の調整をする関係者（名主から賄賂などを使って仲介を依頼する身分の高い人）などがたびたび日誌の登場し、食事会（お店の名前まで書かれている）や土産物（具体的品物）や金子を渡し、お願い事をしていた様子が書かれている。

また筆者は「歴史学と歴史文学」について次のように明確に意識している。

『 虚実の境界を超えて自由自在に人間世界を駆けめぐる歴史文学とは一線を画し、「実」なる所に踏みとどまる歴史学だからこそ、逆に時代と社会を生きる人々のさまざまな人間模様を描くことができるのではないかとも言いたくなる。』

「実」の執着するが故に、歴史文学とは違った意味で「虚」の可能性が開かれるのではないかろうか』としている。

本書が魅了的なのは、「実」なる歴史物（日誌風書物）に基づき、訴訟を通して、当時の関係者との具体的なかかわりや登場人物の屋敷（地理的場所）への訪問状況、江戸見物の状況、訴訟経緯や裁判後の費用の分担までのやりとりなど、できるだけ忠実に現代の言葉で書かれていることにより、その時代の社会をイメージし体験できる内容となっています。

筆者が歴史学者だからこそ実現できた書籍ではないかと思います。